3　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く。）」とあるのは「除く。）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4　法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額を基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

5　租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第百六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」とする。

第三条第一項中「法第十条に規定する」を削り、「第十三条」の下に「及び第十三条の二」を加え、同条第二項中「法第六条第七号に規定する確定申告書に係る法第十条に規定する基準所得税額につき法第十三条」を「同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）」に改める。

第五条第二項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第十条第二項中「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に、「）の」を「）又は第十項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第二十八条第一項又は第三項」を「第二十八条第一項、第五項又は第六項」に改め、「（昭和三十二年政令第四十三号）」を削り、同項第一号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同項第三号の二中「第二十五条の十三の八第十九項及び第二十項」を「第二十五条の十三の八第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十二項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額（法第二十八条第三項の規定により控除された金額又は法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2　法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうちに第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

第十二条中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「第二十八条第五項」を「第二十八条第八項」に改める。

第十三条第一項の表所得税法施行令の項中

第九十七条第一項第四号	）の規定	）（特別措置法第十八条第九項及び第十一項（これらの規定を同条第十項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定

を

第二百二十条の二第一号	所得税の額	所得税の額（特別措置法第十八条第九項及び第十一項（これらの規定を同条第十項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
	第百八十一条の第百八十八条等）の	所得税の額から
第二百二十条の二第二号	所得税の合計	所得税の額から
	つき法第百八十一条	所得税の額を
	所得税の合計	所得税の額（復興特別所得税の額を含む。以下この条において同じ。）
	所得税の額）	所得税の合計

を

第二百二十四条第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。この条において同じ。）
第二百五十八条第四項	受けた	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）により読み替えて適用される法（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法

に、

第二百二十四条第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。この条において同じ。）